

平成 3 0 年 度

事 業 計 画 書

自 平成 3 0 年 4 月 1 日

至 平成 3 1 年 3 月 3 1 日

公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会

(平成30年度事業計画書)

目次	1
基本方針	2
I 本会の事業一覧	3
1 公益目的事業	3
2 収益事業等	3
3 管理部門	3
II 各事業の構成	3
1 公1事業	3
2 公2事業	3
3 公3事業	3
4 収益事業等	3
5 管理部門	4
III 各事業の個別事業計画	4
1 公1事業	4
(1) マッサージ等将来研究会による研究等	4
(2) 研修・講習会等事業	5
1) 学術セミナー	5
2) 東洋療法推進大会	6
3) 地域健康づくり指導者研修会	6
4) スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会	7
5) 保険取扱説明講習会	8
6) 都道府県鍼灸マッサージ師会が行う研修会等に対する講師派遣、及び交通	8
2 公2事業	9
(1) 広報紙等発行事業	9
(2) リーフレット、厚生労働大臣免許保有証等の申請作成、配布	9
(3) 温泉とはり、きゅう、マッサージで健康づくり講演会	10
(4) あはき等法推進協議会による協議等	10
3 公3事業	11
(1) 視覚障害者に対する情報伝達支援	11
(2) 視覚障害者等に対する相談、助言	11
(3) 視覚障害者に対する職業訓練	12
4 収益事業等	13
(1) 視覚障害者に対する職業訓練実施の治療院の経営	13
(2) 相互扶助等事業	13
(3) 専門学校優秀卒業生の表彰事業	13
5 管理部門	14
(1) 平成30年度会議等について	14
(2) 会員管理と増強の方策について	14
(3)～(6) 短期借入、代議員選挙、災害対策、会館の運営について	14

平成30年度事業計画書

基本方針

「あはき師（業）のステージを上げる改革を」

公益目的事業は、不特定多数の者の利益に寄与すること、並びに収支相償の原則、および公益目的事業比率が50%を越えることを全てクリアしなければなりません。しかし、事業の実施に柔軟性を欠いては、会員のニーズをはじめ不特定多数の利益に寄与することはできません。

本年は、役員改選から2年目を迎えるに当たり新役員の新鮮な発想と行動により、あはき師（業）のステージを上げる新しい風を感じられるように積極的に事業推進を図り、地域医療に貢献する全鍼師会として業務執行に努めてまいります。

まず本会最大のイベントである「第17回東洋療法推進大会 in 鹿児島」を、例年通り開催し、会員、一般多数の参加者を集める有意義な大会といたします。

あはき法制定から70年を経て、時代に即さない条文も数多くあることを踏まえ、厚労省医政局との定期協議に臨んでは、あはき広告のあり方、及び法改正に向けて協議してまいります。また、あはき療養費は償還払いが原則ではありますが、本年10月に受領委任制度が開始される予定です。本会は特に会員と患者の利便性を高める制度設計のためにこれまでと同様、厚労省保険局とも粘り強く協議・交渉いたします。

そして、「あはき等法推進協議会」、「保険推進協議会」、「マッサージ等将来研究会」等を構成する諸団体との共同事業により鍼灸マッサージに関する学術の研鑽、技術の向上並びに資質の向上を図り、あはき関係団体が一体となって国民に良質な医療として普及、浸透させたいと存じます。

さらには、昨年度に引き続き「厚生労働大臣免許保有証」を関係団体の会員はもとより、本会会員は全員が申請されることを目指し、国民が被害者にならないように安心・安全な鍼灸マッサージ施術の普及啓発に努めていくよう厚労省に働きかけます。

他、ホームページをリニューアルし、見やすく使いやすいサイトを構築することと併せ、月刊東洋療法の紙面充実を図り、国民が良質な医療を受けられるために必要な情報提供や、「はり・きゅう・マッサージの日」（8月9日）に各地で開催されるイベントを紹介する等の有益な広報に努めます。好評を博している視覚障害者を対象とした委託訓練は今年も実施いたします。

以下、各部局の計画を報告いたしますので、会員各位のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

I. 本会の事業一覧

1. 公益目的事業（事業番号 公1、公2、公3とする）
 - ・公1：良質かつ適正な鍼灸マッサージ施術等を提供するための研究、研修事業
 - ・公2：鍼灸マッサージに係る正しい知識の普及啓発等事業
 - ・公3：視覚障害者に対する鍼灸マッサージ情報の伝達、職業訓練等支援事業
2. 収益事業等
 - ・収益事業：視覚障害者に対する職業訓練の実施に資するための治療院の経営
 - ・その他の事業：相互扶助事業、専門学校優秀生の表彰事業
3. 管理部門

II. 各事業の構成

1. 公1事業
 - (1) 研究事業
 - イ. マッサージ等将来研究会による研究等
 - (2) 研修・講習会等事業
 - イ. 学術セミナー
 - ロ. 東洋療法推進大会
 - ハ. 地域健康づくり指導者研修会
 - ニ. スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会
 - ホ. 保険取扱説明講習会
 - ヘ. 都道府県鍼灸マッサージ師会が行う研修会等に対する講師派遣、交通費助成
2. 公2事業
 - (1) 広報紙等発行事業
 - (2) リーフレット、厚生労働大臣免許保有証等の作成、配布
 - (3) 温泉とはり、きゅう、マッサージで健康づくり講演会
 - (4) あはき等法推進協議会による協議等
3. 公3事業
 - (1) 視覚障害者に対する情報伝達支援事業
 - (2) 視覚障害者に対する相談、助言事業
 - (3) 視覚障害者に対する職業訓練事業
4. 収益事業等
 - (1) 視覚障害者に対する職業訓練の実施に資するための治療院の経営
 - イ. みびょうち鍼灸マッサージ療院の経営
 - (2) 相互扶助等事業

- イ. 死亡会員に対する弔意金の支給
- ロ. 専門学校等優秀卒業生の表彰

5. 管理部門

- (1) 平成30年度会議等について
- (2) 会員管理と増強の方策について
- (3) 会館の運営等について

Ⅲ. 各事業の個別事業計画

1. 公1事業

- (1) マッサージ等将来研究会による研究等

イ. 事業内容

関係7団体からテーマ（「普及・啓発」「生涯・教育」）ごとに、概ね各1～2名の代表者が出席し、研究、協議する。

※あん摩マッサージ指圧に係る関係7団体

- 【本会、(公社) 日本あん摩マッサージ指圧師会、(社福) 日本盲人会連合、
- (公社) 全国病院理学療法協会、(公社) 東洋療法学校協会、日本理療科教員連盟
- (一社) 日本東洋医学系物理療法学会】

ロ. 普及・啓発について（普及啓発部会）

国民に対し、あん摩マッサージ指圧についての正しい理解と知識を深め、普及啓発を効果的に進めるための方策を研究、協議し、その結果を踏まえて共同でホームページに掲載する。また関係団体がそれぞれの啓発に活用することとする。

- ・普及啓発部会が管理運営するホームページ、AMS-net（安全、安心、効果的な、あん摩マッサージ指圧ネット）を利用して普及啓発活動を行う。
- ・訪問数、アクセス数の増加を期待する内容の掲載を行う。
- ・毎月お知らせのページを更新する。
- ・管理部門

役員会を年に4回程度開催し、必要事項について協議する。

AMS-net 年間更新料、サーバー管理料、他運営費等は加盟団7団体で負担する。

ハ. 生涯・教育について（生涯・教育部会）

あん摩マッサージ指圧師の教育制度のあり方、(公財) 東洋療法研修試験財団がすすめる鍼灸マッサージ師に対する生涯研修制度のあり方、あん摩マッサージ指圧師のスキルアップと専門性を高めるための認定制度の導入等を研究、協議し、関係機関等に対し改善策の提言等を行う。

- ・認定訪問マッサージ師の講習会開催（平成30年10月東京にて予定）。
- ・都道府県師会が開催する生涯研修会の支援から（公財）東洋療法研修試験財団の「生涯研修実施要領」等の配付、財団と共催の「生涯研修会」を実施支援する。
- ・関係団体との委員会活動に参加し情報収集を図る。

・実施場所

本会が会議室を無償で貸与する、又は、東京都内の専門学校の校舎を無償で借り受け開催する。

・財源について

各団体の出席者に対する交通費等の経費については、各団体がそれぞれ支出する。その他成果物の作成費等については、各団体の協議により各団体の負担額を決定し、各団体それぞれが支出する（本会は、会費を充当する）。また講習会等は参加費を充当する。

(2) 研修・講習会等事業

1) 学術セミナー（学術委員会 委員4名）

イ. 事業内容

鍼灸マッサージに関する学識経験者及び臨床経験豊富な鍼灸マッサージ師を講師とし、鍼灸マッサージの学術問題を中心としたセミナーを年2回～3回開催する。本年度は東京と神奈川県での2回の開催を計画。セミナー受講者に対しては、本会名の参加証明書を交付するほか、鍼灸マッサージに関する生涯研修（以下「生涯研修」という）について、(公財)東洋療法研修試験財団が認める単位数が付与される。

ロ. 学術セミナー

会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者及び専門学校の学生を対象とし、1回当たり30名を募集する。

ハ. 平成30年度学術セミナー他実施時期等

・第1回学術セミナー

H.30年9月1日 神奈川県師会共催

会場：横浜市文化技能会館

講師：DMAT 小早川 義貴 先生

演題 「災害対策概論」

・第2回学術セミナー

H.30年 2月18日 東京都師会共催

会場：都内専門学校

講師：筑波技術短期短期大学教授 藤井 亮輔 先生

演題 「鍼灸師・マッサージ師のためのモビライゼーションテクニック」

講師：帝京大学非常勤講師 朝日山 一男 先生

演題 「スポーツ講習会」

ニ. 財 源

・参加者から参加費を徴収して、不足分は会費を充当する。

会員=3,000円、非会員=5,000円、学生=1,000円

ホ. 第17回東洋療法推進大会 in 鹿児島にて分科会担当「あはき治療院における

施術者の介護予防に対する意識調査研究」

へ、都道府県師会の資質向上を目的として生涯研修の取組支援を積極的に行う。

2) 東洋療法推進大会

イ. 事業内容

年1回、2日間の日程で、会場を5程度に分割し、鍼灸マッサージに関する様々な事項（学術関係、各種疾病・症状に対する対応方法や臨床研究例、介護予防事業との関係、地域医療との関係、医療保険制度との関係、視覚障害者の状況等）についてそれぞれテーマを設け、テーマごとに学識経験を有する大学教授、医師、学会関係者、専門学校関係者及び臨床経験豊富な鍼灸マッサージ師等を講師・シンポジストとして、又は発表者とするシンポジウム、講演、症例発表等を行い受講者が自らのニーズに応じた会場で学術の研鑽、技術の向上等を図る。受講修了者に対しては、本会名の修了証を交付するほか、生涯研修について、(公財)東洋療法研修試験財団が認める単位数が付与される。また、一般国民にも分かり易い形の一般公開講座を実施する。

ロ. 対象者

会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者及び専門学校の学生とする。なお、一般公開講座については、一般国民も対象とする。

対象者数は、1日 500～600名程度とする。

ハ. 平成30年度開催時期等（第17回東洋療法推進大会 in 鹿児島）

- ・開催日 平成30年10月14日、15日
- ・会場 サンロイヤルホテル鹿児島
- ・(公社)鹿児島県鍼灸マッサージ師会との共催実施

ニ. 財源

参加者から参加費を徴収し、不足分は会費を充当する。

- ・会員=10,000円、非会員=15,000円、学生=2,000円～3,000円
- 一般国民無料。

3) 地域健康づくり指導者研修会

イ. 事業内容

年1回、1コースを地方、東京に分けて延3日間開催し、要支援者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練の実施方法を中心に、介護問題に識見を有する専門学校講師、整形外科医及び臨床経験豊富な鍼灸マッサージ師等を講師として、座学（制度及び事業の概要、要支援者に対する運動の種類・強度・リスク管理、事例紹介等）及び実技指導を行う。

受講修了者に対しては、本会名の修了証を交付するほか、生涯研修については公益法人東洋療法研修試験財団が認める単位数が付与される。また、当会発行の認定証を付与する。

ロ. 対象者

会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者45名程度を対象とする。

ハ. 平成30年度開催時期等

- ・第12回地域健康づくり指導者研修会

日程：平成31年3月

担当：地域健康づくり委員会

会場：未定

講師：行政・介護保険制度改正に詳しい方（予定）他数名

演題：①地域健康づくり指導者研修（初回・ステップアップ・認定審査）

②機能訓練指導員について

- ・地方開催 平成30年開催予定

会 場 千葉県内予定

- ・第16回東洋療法推進大会 in 京都にて分科会を担当し、研修の一環として地域包括ケアシステムの最新情報及び参入するためのスキルアップ研修を実施する。講師は社会保障審議会委員もしくは制度の専門家を予定。

ニ. 財源

参加者から参加費を徴収し、不足分は会費を充当する。

- ・会員＝1コース当たり 10,000 円
- ・非会員の免許所有者＝1コース当たり 20,000 円
- ・学生＝1コース当たり 10,000 円
- ・その他地方開催は開催師会と協議のうえ決定する。
- ・別途資料代を 1,000 円徴収。

4) スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会

イ. 事業内容

年1回、1コースを前期、後期に分けて延4日間開催し、スポーツ医学についての学識経験を有する大学教授、スポーツドクター及び公認アスレチックトレーナー等を講師とし、医学的サポートに必要な座学（アスレチックトレーナーの役割、スポーツ医学、スポーツ外傷・傷害の予防、アスレチックリハビリテーション、スポーツ鍼灸・マッサージ等）及び実技指導を行う。

受講修了者に対しては、そのレベルに応じて本会名の認定証を交付するほか、生涯研修について、（公財）東洋療法研修試験財団が認める単位数が付与される。

ロ. 対象者

会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者100名程度を対象とする。

ハ. 実施時期等

- ・前期 平成30年 9月1日（土）、2日（日）開催予定

会場 未定

- ・後期 平成30年12月 9日（土）、10日（日）開催予定

会場 未定

- ・専門領域認定制度を導入し、認定者を協議団体等へ推薦する。
- ・第17回東洋療法推進大会 in 鹿児島にて分科会を担当し、指導者講習の一環として、スポーツ鍼灸マッサージの実技指導を行う。

二. 財源

参加者から参加費を徴収し、不足分は会費を充当する。

- ・会員＝1コース当たり 20,000 円
- ・非会員の免許所有者 ＝1コース当たり 30,000 円
- ・学生＝1コース当たり 10,000 円

5) 保険取扱説明講習会

イ. 事業内容

全国9ブロックにおいて年1回、本会の保険担当委員を講師とし、療養費制度を含む医療保険制度の理念と仕組み、適用疾患、具体的な療養費の請求手続き等について講習、指導を行う。

ロ. 対象者

会員、非会員を問わず鍼灸マッサージ師の免許を有する者、患者から委任を受けて療養費の請求、受領を代理する団体の担当者及び一般国民、1ブロックあたり平均約70名を対象とする。

本年10月に受領委任制度が開始される予定のため、本会は特に会員と患者の利便性を高める制度設計のためにこれまでと同様、厚労省保険局とも粘り強く協議交渉いたします。

ハ. 実施時期

定時総会終了後、5月28日に受領委任制度の説明会を実施する。

その他各県師会の研修要望により随時研修を実施する。

ニ. 実施場所

各地区内の地域において、ホテル、公的施設等を賃借して開催する。

ホ. 財源

事業に要した経費については、本会と開催地区の関係団体とがそれぞれの負担額を協議のうえ決定し、支出する（本会は、会費を充当）。（参加者から参加費を徴収するか否かは開催地区によって異なる）

6) 都道府県鍼灸マッサージ師会が行う研修会等に対する講師派遣及び交通費助成

イ. 事業内容

都道府県鍼灸マッサージ師会が、会員、非会員を問わず鍼灸マッサージ師の免許を有する者の資質の向上を図り、もって国民に対し良質かつ適正な施術等を提供することを目的とした研修会等を開催する場合に、当該都道府県鍼灸マッサージ師会の要請を受けて、研修内容に適した専門家（大学教授、専門学校講師、臨床経験豊富な鍼灸マッサージ師等）を派遣する。

派遣は、1都道府県鍼灸マッサージ師会当たり年1回とし、平成30年度は30の都道府県師会を予定。

ロ. 派遣対象

- ・事業目的に適合する研修会等を開催する都道府県鍼灸マッサージ師会。
- ・受講対象は会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者及び学生や一般。

- ・各師会へ研修会の支援として、年1回講師の往復交通費を助成する。
但し、最高限度額を5万円とする。

ハ. 実施時期

都道府県鍼灸マッサージ師会が研修会等を開催する日時。

ニ. 実施場所

都道府県鍼灸マッサージ師会が研修会等を開催する場所。

ホ. 財源

派遣する講師の往復交通費（上限5万円）を本会が会費を充当して支出する。

2. 公2事業

(1) 広報紙等発行事業

イ. 事業内容

鍼灸マッサージに関する専門的技術情報、行政施策の動向、各事業の取組状況、研修会、講演会等の開催案内、健康講話等を内容とする広報紙（月刊東洋療法）を毎月墨字版約9,600部、会員、会員外の購読希望者、行政機関、関係団体、公立図書館、専門学校等に無料（但し、会員外の購読希望者は有料）で広く配付する。

ロ. 対象者

会員のみならず、会員外の購読希望者、行政機関（関係省庁、都道府県庁、保健所）、都道府県鍼灸マッサージ師会、鍼灸マッサージの関係団体のほか、全国の公立図書館、専門学校を通じて一般国民、専門学校生にも広く眼を通せる機会を提供する。

ハ. 実施時期

毎月1回発行する。

年間発行部数＝約125千部内訳 墨字110千部、点字版11千部、
音声CD版4千部

ニ. 実施場所

編集等に関する事務作業は、本会の所有する会館内の事務所において行い、印刷、送は、業者に発注する。

ホ. IT委員会の開催

IT委員会の運営については、全鍼師会ホームページをリニューアルして、業界内外に対し、常に最新の情報発信に努める。

ヘ. 広報担当者連絡会

本会、日本鍼灸師会、東洋療法学校協会、全日本鍼灸学会の4団体広報担当者で構成する「広報担当者連絡会」での情報共有を密にし、より幅広い広報活動に努める。

ト. 財源

ほとんどを無料配布とするため、要した経費については当会会費を充当する。

(2) リーフレット、厚生労働大臣免許保有証等の申請作成、配布

イ. 事業内容

鍼灸マッサージの施術は、あはき等法に基づき、国家免許を有する者でないと出来ないこと、一般国民が無資格者と有資格者の判別をしやすいとして、健康被害にあわないよう無免許施術者との差別化対策として周知するためのポスター、厚生労働大臣免許保有証等を委託作成する。

ロ. 対象者

- ・リーフレット等は一般国民、行政機関、企業等を広く配布対象とする。
- ・厚生労働大臣免許保有証は、会員及び免許証保有の非会員へ申請配布する。

ハ. 実施時期

- ・通年とする。

ニ. 実施場所

- ・リーフレット等は、企画等に関する事務作業は、本会の所有する会館内の事務所で行い、印刷は、業者に発注する。配布は、本会及び都道府県鍼灸マッサージ師会の各種行事の場及び会員の治療院にも配布する。
- ・厚生労働大臣免許保有証は、会員及び非会員の応募により申請委託作成する。

ホ. 財源

- ・リーフレット等は会費を充当する。
- ・厚生労働大臣免許保有証は、申請手数料として会員、非会員を問わず1枚につき4,000円を徴収する。

(3) 温泉とはり、きゅう、マッサージで健康づくり講演会

イ. 事業内容

温泉療法等について学識経験を有する温泉療法専門医又は大学教授の講師及び鍼灸マッサージの臨床経験が豊富な本会の役員を講師又はシンポジストとし、温泉の効果と正しい利用法及び鍼灸マッサージとの相乗効果並びに鍼灸マッサージの正しい知識についての講演、シンポジウムを内容とする講演会を開催。

ロ. 対象者

一般国民100名を対象とする

ハ. 平成30年度実施時期等

鹿児島県 サンロイヤルホテル鹿児島を予定

- ・平成30年10月14日、15日以内に開催予定

ニ. 財源

参加費は無料とし、要した経費は会費を充当して支出する。

(4) あはき等法推進協議会による協議等

イ. 事業内容

関係団体から各2～3名が出席し、あはき等法のあり方と運用、あはき等法を踏まえた行政施策、マスコミ等の取組状況、WHOや中国、韓国、タイ等諸外国における鍼灸マッサージについての取組状況、鍼灸マッサージ師の教育、研修制度、学会の現状等について幅広く情報交換のうえ問題点についての対応策を協議し、

必要に応じて行政に対する政策提言や、マスコミ及び関係方面に対する問題点と改善策の提起等を行うこととしている。

(関係団体7団体)

(公社) 日本鍼灸師会、(公社) 日本あん摩マッサージ指圧師会、
(社福) 日本盲人会連合、(公社) 全国病院理学療法協会、日本理療科教員連盟、
(公社) 東洋療法学校協会、(公社) 全日本鍼灸マッサージ師会。

ロ. 実施時期

協議会の開催は、2～3ヵ月に1回、年間5回程度とする。

ハ. 実施場所

本会が所有する会館内の会議室を無償で貸与する。

ニ. 財源

各団体の出席者に対する交通費等の経費については、各団体がそれぞれ支出する。
その他印刷製本費等に要する諸経費については、各団体の協議により各団体の負担額を決定し、各団体が支出する(本会は会費を充当する)。

3. 公3事業

(1) 視覚障害者に対する情報伝達支援

イ. 事業内容

鍼灸マッサージに関する専門的技術情報、行政施策の動向、各事業の取組状況、研修会、講習会等の開催案内、健康講話等を内容とする広報紙を視覚障害者の希望に応じ、毎月点字版化(約916部)、音声CD版化(約333部)、メール版化(約400部)したものを、また、盲学校等(約60校)に対しても、点字版化したものを無料(ただし、会員外の購読希望者は原則有料)で配付する。

ロ. 対象者

会員及び会員外の視覚障害を持つ鍼灸マッサージ師並びに一般の視覚障害者で広報紙の購読を希望するもののうち、点字版、音声CD版又はメール版による購読を希望する者及び盲学校等の生徒を対象とする。

ハ. 実施時期

毎月1回発行する。

ニ. 実施場所

編集等に関する事務作業は、本会の所有する会館内の事務所において行い、広報の点字版化、音声CD版化及び発送は業者に発注する。

(点字版 980部、CD版290枚)

ホ. 財源

ほとんどを無料配付とするため、要した経費については会費を充当して支出する。

(2) 視覚障害者等に対する相談、助言

イ. 事業内容

視覚障害者問題に詳しく、かつ、鍼灸マッサージの臨床経験豊富な本会の役員が、以下により相談、助言を行う。

・訪問相談

盲学校等を訪問し、卒業を間近に控えた生徒及びその教師等に対して進路問題を中心とした相談、助言を行う。

・電話相談

視覚障害を持つ鍼灸マッサージ師等に対して、鍼灸マッサージの専門的技術事項、雇用、治療院経営、健康等様々な問題について相談、助言を行う。

ロ. 対象者

会員及び会員外の視覚障害を持つ鍼灸マッサージ師、盲学校等を卒業予定の生徒及び教師等を対象とする。

ハ. 実施時期

- ・訪問相談 : 毎年2月～3月
- ・電話相談 : 毎週1回 通年

ニ. 実施場所

- ・訪問相談 : 盲学校等の会議室等は無償で借受ける。
- ・電話相談 : 携帯電話で対応する。

ホ. 財源

相談、助言に要する費用（役員の活動費、電話料等）は、会費を充当する。

(3) 視覚障害者に対する職業訓練

イ. 事業内容

厚生労働省の「障害者委託訓練事業」を次のとおり委託元から再委託を受けて、年間2コース（上期、下期の2コース）を実施する。

(委託元) : 公益財団法人 東京しごと財団

(委託内容) : 視覚障害者委託訓練

- ・対象者 : 鍼灸マッサージ師の免許を有する盲学校等の新規卒業者等で、求職中の者 1コース当たり3名程度
- ・訓練名 : 鍼・あん摩・マッサージの実習と実技
- ・訓練名 : 座学、実技及び実習
- ・訓練期間 : 1コース当たり、3ヵ月間
訓練日数52日、訓練時間260時間
- ・受講料 : 無料
- ・委託料 : 訓練生1人につき、1ヵ月当たり6万円
- ・修了証書 : 訓練修了生に対し、東京障害者職業能力開発校長名の修了証書が授与される。
- ・実施体制 : 本会の治療院に配置している鍼灸マッサージ師1名及び外部から招聘する非常勤鍼灸マッサージ師3名の計4名が交替で指導に当たる。

ロ. 実施時期（予定）

上期（平成30年 5月 8日 ～ 平成30年 8月 7日まで）

下期（平成30年10月20日 ～ 平成31年 1月21日まで）

ハ. 実施場所

本会の所有する会館内の治療院及び会議室において行う。

二. 財源

指導員に対する手当等の必要経費については、委託元からの委託料と不足分は会費を充当する。

4. 収益事業等

(1) 視覚障害者に対する職業訓練実施の治療院の経営

イ. 事業内容

職業訓練の行われない期間及び時間帯に、一般の治療院として経営を行う。

施術は指導員の鍼灸マッサージ師が行う。

ロ. 対象者

地域住民を対象とする。

ハ. 実施時期

通年（ただし、職業訓練の行われない期間及び時間帯）とする。

ニ. 実施場所

本会の所有する会館内の治療院とする。

ホ. 財源

鍼灸マッサージ施術による施術料及び診療報酬（療養費）を財源とする。

(2) 相互扶助等事業

イ. 会員が死亡した場合、1人当たり2万円を弔慰金として支給する。

平成30年度は、70万円を予算計上。

ロ. 対象者

入会后1年以上の正会員、準会員、賛助会員及び名誉会員の全てを対象とする。

ハ. 財源

会費を充当して支出する。

(3) 専門学校優秀卒業生の表彰事業

イ. 事業内容

全国の専門学校のうち、本会の表彰状を希望する学校から推薦のあった優秀卒業生に対し、本会の役員が卒業式に出向くか、又は、都道府県師会の役員等によって表彰状を授与する（本年も昨年度の60名程度に授与予定）。

ロ. 対象者

本会からの表彰を希望する専門学校から優秀卒業生として推薦のあった者。

ハ. 実施時期

毎年3月

ニ. 実施場所

専門学校の卒業式が開催される式場

ホ. 財源

表彰に要する表彰状作成費、記念品、卒業式に出席する役員等の活動費の経費は

会費を充当し支出する。

5. 管理部門

(1) 平成30年度会議等について

- | | |
|------------------------|------------------------|
| イ. 定時総会 | 1回 (5月27日) |
| ロ. 臨時総会 | 招集時 |
| ハ. 理事会 | 4回 (5月、6月、10月、3月 予定) |
| ニ. 業務執行理事会 | 2回～5回 (必要に応じ招集) |
| ホ. 正副会長会議 | 随時 |
| ヘ. 災害対策会議 | 3回～4回 |
| ト. 監査会 | 1回 (4月20日) |
| チ. 都道府県師会会長会 | 1回 (11月11日) |
| リ. 公認会計士による会計監査業務 (毎月) | |

(2) 会員管理と増強の方策について

- イ. 会員の増強及び入会案内のリニューアル。
- ロ. 都道府県師会との事務処理の効率化と円滑な会員管理を図るため、会員管理システム指導の強化を図る。
- ハ. 無免許対策として厚生労働大臣免許保有証、安心のマーク普及に積極的に取り組み、非会員の取込を強化する。
- ニ. 都道府県各地区の会議等へ役員を派遣し、会員の増強等情報の共有化を図る。

(3) 短期借入金

- イ. 金融機関及び関連組合から20千万円ほど調達する。
- ロ. 会費の値上げによる繰越金を有効活用して、借入期間を短縮する。

(4) 代議員選挙 (選挙管理中央委員会)

- イ. 任期満了に伴う役員選挙の実施 (平成31年2月実施)
- ロ. 選挙管理委員の任命及び規程、細則の変更と実施。

(5) 災害対策事業計画 (災害対策委員会)

- イ. 災害対策会議—他団体との協議 年3回
- ロ. 災害支援基金の立ち上げ

(6) 会館の運営について

- イ. 各業者と連携をとり保守管理につとめる。
- ロ. 会館防災及び災害対策として消火器・非難器具の点検を実施し、会館利用者への安全を図り並びに防災訓練を実施する。

以上